

2021

泊村の企業支援制度



豊かな自然環境と、充実した支援制度をもとに、企業の皆様とともに地域の発展に取り組んでいます

泊村企業振興条例に基づく助成措置等

泊村内に、事業所を新設・増設する企業（事業者）に対し、助成制度があります。

※企業とは、製造業・小売業・飲食店及びサービス業を営むために供する工場又は店舗

対象事業者

新設

・事業所に係る固定資産を取得するために要する費用が、1,000万円以上で、かつ、雇用者（日々雇い入れられる者を除く）の数が5人以上

増設

・事業所に係る固定資産税を取得するために要する費用が、500万円以上で、かつ、雇用者（日々雇い入れられる者を除く）の数が3人以上

助成措置等

固定資産税の免除

1年目 固定資産税相当額の100%
2年目 固定資産税相当額の100%
3年目 固定資産税相当額の100%
4年目 固定資産税相当額の75%
5年目 固定資産税相当額の50%

建設費助成金

新設又は増設する際の建設費が3,000万円以上

基盤整備助成金

新設又は増設するための土地購入及び用地造成に要する経費

設備等助成金

新設又は増設する際の設備費用等が1,000万円以上

対象経費

助成金

10分の3を限度に助成する。ただし、2,000万円を限度とする。

電源地域振興促進事業費補助金

(原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業〔F 補助金〕)

原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じて、雇用促進と産業振興を目的に北海道を通じて雇用増加を生む企業に対して、一定期間にわたって電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

対象事業者

- ・製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種において周辺地域で新設・増設(契約電力の増があること)した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業

補助要件

原子力発電施設等の周辺地域において

- ① 新規立地や工場等の増設に伴う契約電力があること
- ② 新たな雇用者の増加数が3人以上であること
- ③ 新たな投資額(固定資産)が一定額以上あること
○新設500万円(増設250万円)

※特例加算を受ける場合のみの要件

交付額

新増設した半期の翌半期から8年間(雇用人数が3人を下まわった場合は、その半期は不交付)交付となります。

$$\text{契約電力分(①)} + \text{特別加算分(②)} = \text{算定交付額}$$

①契約電力分

増加した契約電力に、支払い電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定した金額

$$\text{契約電力} \times (\text{算定単価} - \text{交付金単価}) \times \text{電気料金支払月数}$$

②特別加算分

増加した雇用人数に応じて算定した金額

$$\text{増加した雇用人数} \times 300,000\text{円}$$

③交付限度額

イ 支払電気料金: 半期における実電気料金 × 係数 - (実契約電力 × 交付金単価 × 支払月数)

ロ 算定電気料金: 算定契約電力 × (算定単価 × 係数 - 交付金単価) × 支払月数

電源立地地域対策交付金による電気料金の実質的な割引措置

村内所在の事業者に対し、電気料金の実質的な割引措置を行うため給付金を交付します。

原子力立地 給付金の交付 (国の事業)

- ・毎年10月1日現在の契約電力による交付
電力(企業) $\text{kw数} \times 457\text{円} \times \text{月数}(12\text{ヵ月})$

泊村原子力立地 給付金加算等 措置事業による 給付金の交付 (泊村の事業)

- ・毎年10月1日現在の契約電力による交付
電力(企業) $\text{kw数} \times 459\text{円} \times \text{月数}(12\text{ヵ月})$

泊村産業振興奨励資金貸付金

泊村の地域産業を振興し、活性化を図るために、必要な事業に要する資金を貸し付けします。

対象

村長が適当と認める法人・団体
又は個人の行う
次に掲げる事業

- ・農林業・畜産業・水産業・商工業の振興施設等の整備及び運転事業資金
- ・その他、村の産業振興上、特に必要と認められるもの

要件

- ・泊村に住所を有し、村内で事業を営むこと
- ・貸付を受ける個人は、後継者を有すること
- ・村税等を滞納していないこと
- ・貸付を受ける者は、個人にあつては成人2人以上を、団体にあては役員全員、法人は代表権を有する役員を連帯保証人にしなければならない

貸付金額

施設等
整備費

- ・特別な理由がない限り、事業費の75%以内とし、1件当たり、100万円以上2,000万円以内

運転事
業資金

- ・個人 300万円以内
- ・法人、団体 500万円以内

貸付金の利率等

貸付金
利率

- ・無利子

償還
期間

- ・施設等整備費 10年以内
 - ・運転事業資金 5年以内
- ※元利均等毎月払い(途中での一括返済可能)

泊村中小企業振興資金利子補給

泊村の中小企業者が、経営の向上を図るため、金融機関より資金の融資を受けた場合、利子の一部を交付します。

対象

- ・泊村に住所を有する中小企業者
- ・金融機関から整備資金の融資を受けた者

利子補給率

- ・年2%以内
- ただし、利子補給の対象となる融資資金の限度額は、1億円以内とする



お問い合わせ

泊村 産業課／企画振興課
〒045-0202 古宇郡泊村大字茅沼村字臼別 191-7
☎0135-75-2021（代表）